

総合センターだより

かわにししそごう かわにしりんぼかん かわにしじどうかん
川西市総合センター(川西隣保館・川西児童館)

令和元年(2019年)

ばしょ ひょうこけんかわにしし ひだかちょう ばん ごう きょうりつびょういん むか
場所：〒666-0032 兵庫県川西市日高町1番2号(協立病院の向い)

TEL：072-758-8398 FAX：072-758-2132

ホームページ：http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shisetsu/1002909/sogo_list/index.html

12

月号

「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」をごぞんじですか？

らちもんたい きつきん こくみんてき かだい かいけつ きたちょうせんとうきよく
拉致問題は喫緊の国民的課題であり、この解決をはじめとする北朝鮮当局

による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる

中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切とされています。

きたちょうせんとうきよく にほんじんらち ねんだい ねんだい たはつ
北朝鮮当局による日本人拉致は、1970年代から80年代にかけて多発しま

した。現在、17人が政府によって拉致被害者として認定されています。ほかに

も北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない人たちがいます。

2002(平成14)年9月に、北朝鮮当局は日本人を拉致していたことを認め、5人の被害者が帰国しま
したが、他の被害者については、いまだ納得のいく説明がありません。

2006(平成18)年6月には、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、
国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを

目的として、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され

ました。この法律の中で、国及び地方公共団体の責務等が定められるとともに、毎年12月10日から16

日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。



総合センターの相談事業

せいかつじんけんそうだん まいしゅう げつ きんようび ごぜん じ ごご じ
生活人権相談 毎週 月～金曜日 午前9時～午後5時

ほけんそうだん しほけん きょうりよくじぎょう
保健相談(市保健センター協力事業)

まいつき だい すいようび ごご 1時30分～3時 12月4日 1月8日
毎月 第1水曜日 午後1時30分～3時

そくだん がくしゅうかい せいとくせいしゅうしや せいどういつせいしやうがい どうせいあい ひと
セクマイ相談・学習会 セクシュアル・マイノリティ(性的少数者。性同一性障害、同性愛の人たち

など)の人権相談・学習会ですが、当事者でない方も参加できます。

まいつき だい もくようび ごご 1時30分～4時 12月19日(12月は第3木曜日)
毎月 第4木曜日 午後1時30分～4時

どなたでも相談・参加可能です

このセンターだよりは市役所内で印刷しています。